

令和5年度第1回大野城市国民保護協議会 会議録

1. 日時 令和6年2月13日（火）15時00分～15時40分

2. 場所 大野城まどかぴあ 1階 多目的ホール

3. 出席者 会長
委員23名（うち代理出席3名）※欠席1名
事務局6名 計30名

4. 傍聴人 無し

5. 報告事項

- ・大野城市国民保護計画の修正について

6. その他

- ・Jアラートによる情報伝達について

7. 資料

- （資料1）大野城市国民保護協議会委員名簿
- （資料2）国民保護の概要
- （資料3）大野城市国民保護計画の修正概要
- （資料4）大野城市国民保護計画（修正案）
- （資料5）大野城市国民保護計画 新旧対照表
- （資料6）Jアラート（全国瞬時警報システム）概要

8. 会議の概要

①辞令交付式

任期満了に伴うもの：19名 ※副市長・教育長、6号委員及び欠席者を除く

②市長挨拶

（井本市長）

井本市長よりあいさつ

③会長就任及び会議の公開

(事務局)

「大野城市国民保護協議会条例」第4条第1項の規定に基づき、当該会議の会長を市長とする旨説明。

◇会議の公開について

(井本会長)

- ・「大野城市審議会等の設置及び運用に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則として公開すること。
- ・非公開で協議すべき事項が発生した場合には、改めて委員へ諮ること。

(委員)

了承。

※傍聴人無し

④報告事項「大野城市国民保護計画の修正について」

以下について、配布資料の確認及び配布資料について、事務局から説明。

◇説明

(事務局)

【資料2：国民保護の概要】

国民保護の概要について、説明を行うもの。

・スライド2

国民保護とは、武力攻撃や大規模テロから住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済の影響が最小となるようにする措置であり、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」で規定されている。

・スライド3

本市においては、大野城市危機管理基本方針に基づき、災害に対して、「大野城市地域防災計画」、武力攻撃事態等に対して、「大野城市国民保護計画」、その他の事件・事故等緊急事態に対して、「大野城市緊急事態等対処計画」を策定し、各事態の際には、それぞれの計画に基づき対応を行っている。

・スライド4

国民保護法が対象とする事態については、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、

といった「武力攻撃事態」、大規模集客施設、ターミナル駅、列車などの爆破といった「緊急対処事態」とされている。

・スライド5

大野城市国民保護計画を定めるとともに、計画に基づく「国民保護計画避難マニュアル」を策定し、基本となる複数の避難実施要領のひな形をあらかじめ作成しておくとともに、住民の避難誘導において、本市が行うべき基本的な対応を定めている。

住民の避難については、「屋内・市域内・市域外」の避難形態別、また避難のための準備時間の有無によって、6つのひな形を作成しており、有事の際は、発生した事態に応じて、国・県の指示に基づき、ひな形を参考にした避難実施要領を作成し、運用する。

また、避難マニュアルとあわせて、弾道ミサイル、特殊部隊攻撃、公共施設や公共交通機関の爆破テロなど、様々な事態を想定した10の避難シミュレーションを作成し、事態別に、避難対象となる市民、避難先、避難経路、避難手段、避難する際の集合場所、市職員や関係機関の要員計画、避難対象地区の残留者の確認方法などを記載している。

【資料3：大野城市国民保護計画修正の概要】

大野城市国民保護計画の変更について、庁内各課へ当該計画の確認を依頼し、事務局において調整を行い、修正案を作成した。その後、修正案について、福岡県との事前協議を行ったところ、今回の修正内容は、当協議会への諮問が不要な「軽微な変更」とする旨の回答を受けたため、本日、委員の皆さまへ報告をさせていただく。

主な変更内容については、時点修正及び本市の体制の一部変更等に基づき修正を行っている。

【資料4：大野城市国民保護計画 新旧対照表】

・1 ページ

本市の気候及び人口分布について、最新のものに時点修正。

・2 ページ上段

市各部局における平素の業務において、避難住民及び救援物資を運送

する「緊急輸送」については、市民生活部の所掌であることから修正。

- ・ 2 ページ中段

本市の同報系防災行政無線のデジタル化について、令和2年度までに整備を完了したため、記載を削除。

- ・ 2 ページ下段

国民保護対策本部の職員の健康管理については総務班、警察等との連携については環境班をそれぞれの所掌事務に追記。

- ・ 3 ページ上段

令和5年度に中大利区が新設されたため一覧表に追記。

- ・ 3 ページ下段

災害情報伝達システムにおける屋外拡声子局（屋外スピーカー）等において、栄町公民館への増設、緑が丘児童公園への無線中継局の整備完了に伴い、追記。

なお、事前に、委員（陸上自衛隊）から、意見・質問票の提出をいただいた。【資料4 ページ2-2】上段の表において、陸上自衛隊の「部隊の長及び窓口」の「第40普通科連隊長 第3中隊」を「第40普通科連隊長 第40普通科連隊 連隊本部第3科」に修正のご意見をいただいております、委員から頂いた意見の内容を加えたものを修正案として報告させていただきます。

◇質疑 なし

⑤その他 「Jアラートによる情報伝達について」

- ・ スライド

全国瞬時警報システム（Jアラート）について、国の領海・領土を通過・着弾する可能性がある弾道ミサイル情報、緊急地震速報など対処に時間的余裕がない事態に対し、国からの信号を受信機で受け、自動起動装置を経て市内61ヶ所に設置した防災行政無線の屋外スピーカーを通して住民に伝達するものである。

本市においては、令和2年度に、市内全小中学校の校内放送とJアラート

を連動させたことにより、校内においても、児童生徒、教職員などに確実に情報を伝達できるように整備を行っている。

◇質疑 なし

⑥事務連絡

【事務連絡：国民保護計画の差し替えについて】

- ・国民保護計画について、ペーパーレスの観点からデータを CD にて、送付させていただきたいと考えている。
- ・紙での差し替えをご希望される委員の方は、危機管理課まで連絡をお願いする。

⑦全体を通しての質疑・応答

なし

9. 閉会

これをもって、令和5年度第1回大野城市国民保護協議会を閉会とする。